

対馬藩刑事判決例五十題：近世中葉対馬藩に行はれたる刑事的法則

金田，平一郎
九州帝国大学法文学部助教授

<https://doi.org/10.15017/14436>

出版情報：法政研究. 10 (1), pp.67-106, 1939-12. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

對馬藩刑事判決例五十題

—近世中葉對馬藩に行はれたる刑事的法則—

金田平一郎

目次

緒言	
逃走の罪	
拾得物に關する罪	
奇異說流布の罪	
密通の罪	
「狼藉」の罪	
放火出火の罪	
殺傷の罪	
徒黨強訴の罪	
偽造の罪	
詐偽及び恐喝の罪	

對馬藩刑事判決例五十題

強盜及び窃盜の罪

贓物に關する罪

博奕の罪

密貿易に關する罪

奴刑

結語

緒言

法文學部内の九州文化史研究所採集史料中には、對馬近世史料が可成り多く存する（昭和十四年春發行の法文論叢藏史料目錄にてその概要紹介、尤も拙文「近世懲役刑小考」―九州帝國大學法文學部十周年記念法學論文集―）が、就中寛永三〇頁、拙文「徳川幕府『過料』刑小考」―國家學會五十周年記念國家學論集―九頁にその一端は既に早く紹介）が、就中寛永乃至文久の法制記事を集録せる諸冊（「科人帳」十八冊、「罰責類聚」三十四冊、「拜領奴婢郷分」十一冊、「嚴原藩人被下帳」一冊、「嚴原藩人被下順」一冊、「奴婢被成下並返上」四冊、「竈立並奴婢號御免」二冊等）は、近世法制史料として甚だ珍重すべきものである。

本篇に於て私は、前記諸書に見える刑事判決例の中より、近世中葉（寛保三年）のものを選び出して紹介し、而してそれ等を通して、當時の對馬藩（府中藩）の刑事的法則の一斑を窺ひ、併せて徳川幕府の根本法典の一つ「公事方御定書」制定（寛保二年）後、對馬藩の刑事的法則は、本法典上の原則と如何なる關係にあつたか、此點を調

査して見度いと思ふのである。

本篇、對馬藩刑法の考究といふも、幕府の庶民法法典とも云ふべき、その殆んどすべてが庶民に關する法條であるところの「公事方御定書」との比較對照を目的とせる關係上、便宜を以て、以下試みるところは、對馬藩庶民刑法の研究に止め、武士に對する刑法の考究は別論に譲ることにする。又、庶民刑法の細目中、御定書に類項の見えざるものにして、割愛せるものも存する。しかし、その主要なるものは概ね之を網羅してゐる。

尙ほ、對馬藩刑法を概觀して、先づ第一に氣附くその大特徴は、奴（婢）刑の適用が甚だ廣汎に互り、奴刑は刑罰中主要なるものゝ一つとして、内容大いに整備して居ることである。對馬庶民刑法の認識は、奴刑制の理解なしには、到底不可能であると云はねばならぬ。依つて、奴刑に就いては、特に別節を設けて、稍々詳細に考究することに⁽¹⁾する。

(1) 奴刑は對馬藩に限つた制度ではない（前掲拙文「近世懲役刑小考」二三頁以下參照）が、對馬藩の如く具はれるものを知らない。

對馬藩奴刑は、「對馬島誌」二六一頁以下、「對馬近代史」九八頁以下、前掲拙文三〇頁等にて、その一端が紹介されたに過ぎないので、本篇少しく詳細を期するのであるが、しかし諸種の事情上本篇又、近世中葉時代の奴刑制概要觀察を出で得ない。

逃 走 の 罪

逃走の罪とは、今日の法學上の用例に従へば、公の自由拘束力侵害の罪であるが、對馬藩に於ける、此種犯罪の處遇は如何。

第一判決例 (「科人帳」十二下所收)

十二月廿五日(寛保三年)「淺井與左衛門拜領下男多吉事林八」右は最前潜商博突之依科與左衛門奴ニ被成下候處府内へ難召置程之不行跡者と相聞殊更去比令欠落不届者ニ付佐須郷久根村下知役齋藤四郎右衛門へ七ヶ年切奴ニ被成下候事

第二判決例 (「科人帳」十三上所收)

寅(延享三年)九月十二日「與良郷内山村給人内山源之允拜領上方抱下男六平」右者元文五庚申年盜博突之依科源之允に永代奴ニ被成下其後茂度々令欠落當年ニ至無間茂兩度段欠落重々不届者ニ付上方追登申付候事

第三判決例 (「科人帳」十三中所收)

子(延享元年)四月十五日「豊崎郷奉役武本九右衛門拜領下男幸助」右者先月九日居村令欠落剃髮いたし不届者ニ付唯心軒配下乞食ニ申付候事

以上は犯罪に依り奴刑に處せられ、特定の人の下に勞役に服して居る者(奴刑の節參照)が、逃走せる場合の判決であり、公の自由拘束力侵害犯の裁斷例である。

尚ほ次なる判例は、盜犯と破牢犯俱發の場合であり、破牢犯を如何に處斷せしか分明ではないが、勿論の事乍

ら、破牢が、犯罪たりしこと、之にて實證されるであらう。

第四判決例（「科人帳」十四所收）

己（寛延二年）十月九日「火見番忠兵衛」右は去年五月御旗源七留守に忍入衣裝櫃壹盜取候段相顯段と遂詮議候處其身盜取候段令白狀其上詮議之内牢を破脱出重と不屈者ニ候依之此節追登被仰付候事

扱て「公事方御定書」にては、その下巻第八十四條「遠嶋者再犯御仕置之事」（徳川禁令考後聚）、第八十五條「牢拔手鎖外シ御構之地に立歸候もの御仕置之事」（徳川禁令考後聚）に逃走の罪に關する條現存するが、右の第一第二第三判例と同種の罪様に關する規定存せず、今比較對照不能なるが、奴刑を採用せる點に於て、此種犯に關する對馬藩法は、御定書の原則と異なるものありしこと推定に難くない。

第五判決例（「科人帳」十三上所收）

辰（寛延元年）同（八）廿一日「平田將監被官」右は去子年山田善左衛門に相附江戸に罷登於彼地令欠落今般立歸罷下候付遂詮議候處善左衛門後上川玄察に相附居候内供先ニ而令欠落候段申出不届者ニ付豊崎郷豊村下知役扇民右衛門に三ヶ年切奴ニ被成下候事

此判例は、普通の用例に於ける逃走即ち出奔罪に關するものにして、「公事方御定書」下巻第四十三條「欠落奉公人御仕置之事」（徳川禁令考後聚）の條第五項と對比すべきものであるが、右判例の示す對馬藩の原則と本條の内容とは、相去る遠きものであつた。

拾得物に關する罪

第六判決例〔科人帳〕十三下所收〕

辰(延享五年)六月二日「佐須奈村肝煎善右衛門」右は助右衛門致拾ひ物候を源八見届善右衛門へ申聞せ同前ニ參助右衛門へ難題を申掛配分ニ入可申と相談仕掛候付致同意配分ニ加り候段相聞候付遂詮儀候處其紛無之候假令源八不所存企候とも肝入役をも勤居候身分ニ而致荷擔重御法度之品隠し三人致配分候段重と不屈者ニ付被仰付様之品も可有之候得共此節以御宥恕樋口友之助へ十ヶ年切奴被成下候事(源八は科代薪拾疋、助右衛門潜商その他俱發の爲め永代奴)

此判決にて、對馬にては、拾得物横領は犯罪であり、その拾得者にして横領せる場合は十ヶ年の奴に、拾得者と共に横領せる者は薪拾疋なる財産刑に處する原則行はれたりしことを推測し得る。本原則は「公事方御定書」にては、その下卷第六十條『拾ひもの取計之事』(「徳川禁令考」後集)の第三項『拾ひ物いたし不訴出儀顯ニおつてハ過料』なる規定に對比すべきであるが、兩者相異なる原則たりしこと云ふを俟たぬ。

奇異說流布の罪

第七判決例〔科人帳〕十四所收〕

二月五日(寛延三年)「佐野繩船乗組三十郎」右は町方ニ而祈禱仕色ニ奈異成儀共申出し候與相聞候向後右様之儀被差留候若不相用右躰之儀申觸し祈禱等仕候ハ御國入來可被差留候段申渡候事

此判決は、「公事方御定書」下卷第五十三條「新規神事佛事並奇怪異說御仕置之事」(徳川禁令考後衆第三帙一九〇頁)の第二項の『奇怪異說申觸し人集致候におゐてハ人集いたし候宿江戸拂發起いたし申觸候頭取右同斷同世話いたし候もの所拂』なる原則に、少くとも相似たる法規が、對馬にも行はれたことを示すものか。

密 通 の 罪

第八判決例(「科人帳」十三下所收)

子(寛保四年)十月朔日「年三十一」佐須奈村肝入四郎右衛門悻惣左衛門後家ミツ」右ハ大浦與一右衛門名子傳右衛門佐須奈村に罷下居候處後家之身分ニ而致密通重ニ不届者ニ付仁位郷山廻役筑城七郎右衛門に永代婢被成下候事

「公事方御定書」下卷第四十八條「密通御仕置之事」(徳川禁令考後衆第三帙八一頁)の條には姦淫罪に關する詳細なる規定存する(第四十九條、第五十條、第五十一條等にもある)が、右判例に見えが如き婢刑制見當らない。恐らく對馬姦淫刑法は御定書の原則と異なつたものであらう。

「狼藉」の罪

第九判決例 (罰責類聚「二」下所收)

明和七庚寅十月二日「樋口勘五家來松之助」右ハ婚禮之節石を取投居候を見當召捕へ入牢申付置候石投候者ハ大橋へ一日さらし候御法ニ候得共全ク投候とも不相聞候ニ付加用捨善免

右判決に依つて、對馬では婚禮石打一日さらしの原則であつたことを知る。「公事方御定書」下卷第七十五條「婚禮之節石を打候者御仕置之事」(徳川禁令考「後聚」第四帙四三頁)の條は同じ罪様に關する規定なるも、その内容は對馬のそれと全く異なる。

第十判決例 (科人帳「十三」中所收)

丑(延享二年)六月廿八日「内山政右衛門下男杯右衛門」右者氏江主水家來忠右衛門所へ醉中ニ而參リ狼藉を働其上燃さしを家内ニ振廻リ放埒之仕形ニ付久原鹿見兩村下知役阿比留四郎左衛門へ七ヶ年切奴被成下候事

第十一判決例 (罰責類聚「三」所收)

安永四乙未十二月廿四日「久田村百姓三平」右は去ル十四日馬を率府内に登宮谷町へ居候福原屋權右衛門悴福松與申者米を春居候脇ニ而馬はね合候付早ク率通候様福松申入候處無躰ニ福松を突廻し甚狼藉を働剩令醉忘旁ニ付仁位郷佐保村下知役長郷重左衛門へ五ヶ年切奴ニ被成下

以上二判決は酒狂狼藉犯處斷である。

第十二判決例〔科人帳〕十四所收)

午(寶延) 九月廿一日「保田喜左衛門下男源兵衛」右は幾度嘉吉下男三平娘せんと申者去々年當時雇置候處源兵衛身持業作不宜三平方に引取岩崎喜左衛門方へ頼込奉公爲仕置候處先頃喜左衛門方へ夜中致堀越奉公之妨ニ相成候付暇出平間儀右衛門方に奉公ニ遣置候處先日途中にて行逢せんを合打擲着物を悉引破狼藉之仕形及案内候付遂詮議候處相違無之當春不届之儀有之御呵被成重科之者ニ候得共以御宥恕伊奈郷琴村下知役財部金十郎に十ヶ年切之奴被成下候事

第十三判決例〔罰責聚類〕三所收)

酉(安永) 七月二日「吉田治部左衛門下男準助」右は去々月五日之暮奥小使小者與申者與合口論幼少者を嚴敷打擲いたし候付口問申付主人預申付置不届者ニ付爲懲與良郷奉役俵森之助に一ヶ年切拜領被仰付

以上は歐打毀棄損壞犯の判決である(吹揚又)。

「公事方御定書」下卷には更に、第七十六條『あばれもの御仕置之事』(徳川禁令考)後聚)、第七十七條『酒狂人御仕置之事』(同上六)等に狼藉に關する詳細なる規定存するが、右判決例を通して見るに、對馬藩とその内容異なるもの少くなかつたらしい。

第十四判決例〔罰責聚類〕三所收)

對馬藩刑事判決例五十題

同月(安永六
年七月)廿九日「科錢五百文」御草り取改藤四郎「右は去ル廿三日夜其身留守へ田淵町改只松屋只之介弟八五郎與申者參り居候處令喧嘩其上市中追掛八五郎を令打擲不埒者ニ付右之通科料申付差免科錢三百文」田淵町改只松屋只之介弟八五郎「右同斷ニ付右之通科料申付差免此判決にて、對馬にては、喧嘩科錢の原則たりしことを知り得る。

放 火 出 火 の 罪

第十五判決例 (「科人帳」十三中所收)

丑(延享
二年)七月二日「平山榮久下男新兵衛」右者當二月御厩勤番之御徒目付土井讚五左衛門宮谷町罷通候處柴田吉右衛門借家近所路中ニ差火道具有之段、遂吟味候處右新兵衛仕業ニ而茂可有之與之手掛リ出來糺問之上其身所爲ニ而割奎鹽燭火繩等求候先、迄令白狀其店之者尋問仕候へ共賣渡不申由然は詮議之手強キ所ニ無搦科を引請たる哉と相關詮議之不詰者を火罪ニ被行候段も如何敷牢下シニ被仰付候事」同年十月八日上方追登被仰付

本判決に依つて知る對馬の放火犯火罪の原則は、「公事方御定書」下卷第七十條『火附御仕置之事』(「徳川禁令
三帙六
一五頁)の條の『火を附候もの火罪』と全く同一原則であつたのである。尙ほ次の判決に依つて、對馬に於ける放火嫌疑者處遇の實際を知らう。

第十六判決例 (「竈立並奴婢號御免」下所收)

同十二月廿七日「佐護郷奉役佐護長右衛門拜領下男又兵衛」右ハ元來町人平川屋徳兵衛上方抱之下男ニ候處
去丁酉年市中ニ而火道具を取扱訝數品ニ付三ヶ年奴ニ被成下置候處年限相滿返上之義願出返上被仰付元主
ニ被返下

第十七判決例 (「科人帳」十三中所收)

子(寛保四年)十二月十九日「同廿三日禁足御免」川邊淵右衛門家來品右衛門「右ハ四郎兵衛」右ハ國府左平借
屋へ致相宿居昨晝持出留守ニ致素燃近所ハ欠付取消遂吟味候處圍爐裏之火生ケ置燃しさり蘆簾ニ火移壁屋
禰燃上り候爰與存候旨申出火之本不入念風烈數時分不届者共ニ付禁足申付候事

此出火者禁足の原則は、「公事方御定書」下卷第六十九條「出火に付而之咎之事」(「徳川禁令考」後聚第三帙五八八頁)の條の出火
者押込制と殆んど同様の内容であつた。

殺 傷 の 罪

第十八判決例 (「科人帳」十三中所收)

寅(延享三年)十月十二日「佐護郷湊村百姓藤吉悻吉之助」右ハ去比母を致殺害極罪之者ニ付入牢被仰付置候處
昨夕令病死候此者日來不平氣ハ之仕業トハ相聞候得共親を殺シ依爲重科斬罪場ニ而死骸之首を刎獄門ニ被

行候

第十九判決例 (「科人帳」十三中所收)

卯(延享) 十二月廿一日「阿比留太郎八下男甚右衛門」右ハ田舎爲持伊奈郷中原村血判與一左衛門方ニ三十

日往來ニ而罷下與一左衛門女房を勾引七月廿日於山中右女を致殺害立去豊崎郷舟志村ニ而召捕差登候付遂
詮議候處相違無之段令白狀重科之者ニ付斬罪梟首被仰付候

以上二判決を通して推測するに、『公事方御定書』上の殺人刑法(第七十一條)『人殺並疵附等御仕置之事』、第
七十八條『亂氣ニ而人殺之事』等(「徳川禁令考」後聚第三帙六)と、對馬のそれとは大體同様と考へられる。

然るに傷害罪に就いては趣を異にし、次掲の判例に見える通り、對馬にては傷害犯を奴に處する制度であつて、
御定書のそれ(下卷前掲第七十一條、第七十四條)『怪我にて相果候相手御仕置之事』等(「徳川禁令考」後聚第三帙六)
と大いに異なるのである。

第二十判決例 (「竈立並奴婢號御免」下所收)

寅四月十七日「豊崎郷舟志村下知役武本繁左衛門拜領下男伴左衛門」右ハ人ニ疵付候依科右繁左衛門亡父
九左衛門へ拾ケ年切奴ニ被成候處年季相滿返上之義願出被仰付元主河内染右衛門へ被返下

第二十一判決例 (「嚴原藩人被下帳」所收)

卯(延享) 二月十三日「氏江主人家來平太郎」右ハ嶋碓八左衛門家來彌七ニ疵付其夜相果久々入牢被仰付置

候得共重キ御吉事御法事旁ニ付御宥恕伊奈郷奉行役阿比留四郎左衛門へ永代奴ニ被成下候事

第二十二判決例 (「罰責類聚」二下所收)

寶曆九卯年十二月十七日「御旗源兵衛」同御雇貞兵衛「右ハ兩人之者去年九月廿六日於大橋擔居候杉丸太を卸し掛ケ其近所ニ遊居候下代與八弟長五郎と申者へ中り間もなく傷死いたし候依之兩人入牢申付置候御吟味ミ上重キ被對御法事ニ助命被仰付國分寺奴ニ被成下候間自分も田舎へ差下配下之寺へ召置一生活上府不爲致候様申渡候事

尙ほ第二十二判決例は、云ふまでもなく過失傷害致死犯の裁判例である。

徒黨強訴の罪

第二十三判決例 (「科人帳」十三下所收)

卯(延享四年)三月十一日「小倉村百姓傳七(外三名)宮浦東村百姓半六(外四名)永野村百姓久兵衛(外一名)右者先般徒黨之儀を以不埒之訴訟ヲ企小倉村小百姓九兵衛ニ與シ伊勢山ニ寄立合相談不届者ニ付村替申付候事

卯同日「戸メ三十日科銀壹枚」小倉村組頭又四郎「右同斷ニ付訴狀懷中いたし其場へ罷越御屋敷役人罷出候節差出候様ニ同村治助に申含候一村之組頭を茂相勤候へハ百姓共異様之企いたし候様子承候ハ、急

度申留其上ニも不用諫候ハ、可訴出候處無其儀剩令同意旁不届者ニ付右之通被仰付候事

卯同日「科銀貳拾枚」上鄉村ノ百姓中「右同斷令徒黨御領中を騒がせ不届ニ付科銀申付候事」(略下)

卯四月廿四日「(中)基肆郡上郷小倉村小百姓三十歳治助」四十八歳九兵衛「右ハ去ル丑年十二月上郷百姓

中不埒之訴訟を企徒黨を催し赤坂與今町之間ニ大勢屯し妨往還御領中を騒がせ候一件ニ付頭主候者ノ勸を

請村内隣村迄惡事を申組不届者ニ付御國に被召呼入牢被仰付置候屹度被仰付様之品も有之候得共以御宥恕

右之通永代奴ニ被成下候事

徒黨強訴犯に關する對馬藩の原則は、「公事方御定書」下卷二十八條『地頭に對し強訴其上致徒黨逃散之百姓

御仕置之事』(徳川禁令考後案)の條の法規に相似たるところもあれど、奴刑採用の事實から一般的には相異なる

ものと考えられる。

偽造の罪

第二十四判決例 (竈立並奴婢號御免下所收)

西(明和二年)七月廿八日「伊奈郷瀬田村百姓善九郎拜領下男和太平」右ハ先年偽薬を拵候爲科永代奴ニ被成下

置候處病身ニ相成返上願出成相寺依望永代奴ニ被下

此藥物偽造犯永代奴の判決を通して考ふるに、「公事方御定書」の偽造犯に關する原則(その下卷第六十六條

『毒藥并似せ藥種賣御仕置之事』第六十七條『似せ金銀拵候もの御仕置之事』第六十八條『似せ秤似せ枴似せ朱墨拵候もの御仕置之事』(徳川禁令考後聚第三帙五)と、對馬のそれとは、その内容を異にしたものらしい。

「公事方御定書」上、謀書謀判に就いては、その下巻第六十二條『謀書謀判いたし候もの御仕置之事』(徳川禁令考後聚第三)に特別なる規定があるが、その内容は、對馬の此方面の原則と又異なる。即ち對馬では帙四八五頁)

第二十五判決例 (罰責類聚三所收)

安永二癸巳年九月廿九日「山路幸右衛門悴幸介」右は謀書謀判族ニ付御慈悲を以助命被仰付伊奈郷飼所村へ流罪被仰付

詐僞恐喝の罪

第二十六判決例 (嚴原藩人被下帳所收)

午(寛延三年)八月廿八日「川邊瀨右衛門名子柴田吉左衛門」右は梅本坊々毎歳八郷の家數ニ守札配り候古キ帳面を持梅本坊名代と申掛施物請取候段相顯不届ニ付三根郷三根村下知役宮川幸右衛門に永代奴被成下候事之は詐僞犯の處斷例であらう。次なるは強喝取財犯の裁斷である。

第二十七判決例 (科人帳十四所收)

巳(寛延三年)十二月廿五日「古銀五枚」六十人紙屋朝野惣助」右は去年當時雇福右衛門與申者市中が紙くす調

歸重七與申者同前紙くす取捌候節武田市右衛門名宛有之人參賣上切付之書付見出市右衛門にねたり掛古銀三百五十目貫候段相顯候御法度背候儀令見聞早速申出候者ハ同類たりとも其科免し御褒美可被成下との大法兼而申渡茂有之儀候處其儀無之剩銀子ねたり取候仕形重と不屈者ニ候得共御宥恕を以六十人格被召放右之通科料被仰付候事

已十二月廿五日「袖谷源左衛門下男福右衛門」右は去年紙屋惣助方に當時雇ニ參リ居惣助武田市右衛門方へねたり銀之使いたし惣助より古銀百匁貫候段相顯不屈者ニ付幾度治左衛門に五ヶ年切奴ニ被成下候已十二月廿五日「古銀貳枚」大浦平四郎家來重七「右は紙屋惣助相談之上右賣上書寫爲持遣惣助ねたり取候銀子之内古銀五拾匁貫外ニ貳拾匁市右衛門ハ貫候段相顯不屈者候得共以御宥恕科料被仰付本主に被返下候事

已十二月廿五日「古銀三枚」町六十人神宮半五郎「右は市右衛門方に紙屋重七ハねたり掛銀子貫候次第を存案内書を認市右衛門に持參おとし候而古銀百四拾三匁取候段相顯不屈者候得共御宥恕を以六十人格被召放科料被仰付候事

已十二月廿五日「大工伊平次弟傳治」右は市右衛門ハ惣助貫候銀子配分之儀ニ付紙屋重七提灯屋源太致口論候を承居右兩人之者又ハ市右衛門方にねたりニ參候節跡ハ罷越なため差返置翌日市右衛門に參銀子差出候ハハ不事立様可取計由申掛古銀三拾目取候段相顯候右之仕形重と不屈者候得共以御宥恕仁位郷千尋藻村

肝煎格兵衛に永代奴被成下候事

「公事方御定書」にては、その下巻第六十四條「巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事」〔徳川
考後聚第三〕の條に詐偽、恐喝に關する條規見ゆるが、右の判例より推知せられる對馬藩法とは、その内容を異に
帙五〇六頁）せるものであつた。

強盜及び窃盜の罪

強盜盜の罪に關しては、「公事方御定書」にても、詳細に規定されて居るが、今手元の對馬判決例中にて最もその數が多い。稍々繁多乍ら以下十判決例を掲出して、對馬盜犯刑法を窺つて見よう。

第二十八判決例（「科人帳」十三中所收）

卯（延享四年）同日（十二月廿一日）高崎傳藏下男長吉事作平」右ハ八月廿日之夜船添格兵衛所へ盜ニ入格兵衛女房をメ殺
荷物盜取剩火を付立去上ニ山ニ隱居候を召捕遂詮議候處相違無之段令白狀重科之者ニ付市中引廻磔罪被仰
付候」（略下）

第二十九判決例（「科人帳」十三上所收）

子（延享元年）八月九日」井上與吉下男安平」右者先月六日之夜町人山田善右衛門所へ忍入木綿嶋布盜取候段相
顯盜物口々ニ而相拂又ハ質物ニ入代銀を以買掛等相拂其餘每度寄合酒肴調給遣捨候段令白狀重科之者候へ

共御宥恕を以與良郷鴨居瀨村下知役小田與兵衛へ永代奴被成下

第三十判決例 (科人帳「十三上所收」)

丑(延京二年) 六月廿八日「右者同村給人古藤權右衛門盜之企ニ致同意佐須奈村百姓隱居孫右衛門板小屋に盜ニ入衣類穀物品ニ盜出候依科與良郷奉役早田佐五右衛門へ永代奴被成下候事

第三十一判決例 (奴婢被成下並返上「四所收」)

正月(寬延二年) 廿九日「伊奈郷鹿見村給人豊田忠吉下男庄八」右ハ舊臘主人方々使ニ遣シ候處佐須奈村へ罷越給人佐護伊與之介板藏え忍入緋綿入壹つ餅米令盜取候段相顯繩下して差登候付遂僉議候處相違無之ニ付入牢申付置候再犯之者ニ付屹度可被仰付候得共此度迄ハ御宥恕を以與良郷濃部村肝入小左衛門へ永代奴被成下候

第三十二判決例 (科人帳「十三上所收」)

辰(延享五年) 四月七日「佐須奈村給人佐護伊與之介下男庄八」右は於居村主人穀物少ニ盜取去年以來百姓佐次兵衛板小屋へ四度合鑰を以忍入穀物錢等少ニ盜取候依科鹿見村給人豊田忠吉へ永代奴被成下候事

第三十三判決例 (科人帳「十四所收」)

巳(寬延二年) 四月十三日「伊奈郷飼所村百姓善兵衛」右は伊奈郷樫瀧村ニ有之郷藏を鑿窺盜取候段相顯候ニ付度ニ遂僉議得候共曾而不存旨相偽候付於居村女房遂吟味候處盜候義其紛無之同類迄申出候付猶又遂僉議候

處給人中村吉右衛門次男清太與申者に致相談令同意候付郷藏を鑿ニ而鑿兩度ニ粗四石餘盜取候段令白狀重科之者ニ付於居村五日さらし豆酸郷瀨村肝入喜右衛門に永代奴被成下候

巳四月十三日「同村給人中村吉右衛門次男清太」右同斷善兵衛を遂相談候處令同意粗四石餘盜取候段令白狀重科之者候得共以御宥恕於居村三日さらし佐須郷今里村血判藤藏に永代奴被成下

巳四月十三日「清太女房」悍又市「娘とら」右依曳科鈴木市之進に永代奴婢被成下

第三十四判決例（「科人帳」十四所收）

巳（寛延三年）二月六日「飯田自庵家頼六之助」右は主人方ふ米壹斗餘帶一筋盜出右喜兵衛ニ賣拂候段申出不届者ニ付與良郷大船越村肝入吉左衛門に五ヶ年切奴ニ被成候事

第三十五判決例（「奴婢被成下並返上」四所收）

三月十五日（寛延四年）「地神經蹟行圓娘るい」右者去年下モ男儀九衛門女房ニ相成居候處連々夫之錢衣類を盜出し身分に而過分之盜いたし殊夫之品を盜取候段重科之者ニ付高木彌次右衛門へ十ヶ年婢ニ被成下

第三十六判決例（「科人帳」十三上所收）

辰（寛延元年）十月四日「御弓和助弟利兵衛」右者八幡宮散錢盜取金物等外し取不屈者ニ付林彌右衛門に望拜領ニ永代奴ニ被成下候事

第三十七判決例 (「科人帳」十三上所收)

子(寛保四年) 二月十四日「科錢三百文」小川左軍下男判六「右者去十二月しるくミ御立山ニ馬を引入生木伐取不届者ニ付科料申付差免候事

「公事方御定書」下卷第五十六條『盗人御仕置之事』(「徳川禁令考」後集第三帙三〇一頁)の條は幕府盗犯刑法の原則を規定せるものなるが、就中強盜殺人引廻之上獄門なる原則(第二)、御林竹木盜伐者(頭取以外)過料なる原則(第十)等は、右第二十八、第三十七判例と對照するとき、對馬の原則でもあつたと考へられるが、その他の判例を見るとき、一般的には、御定書の原則は、對馬法と異なるものであつたと推せられよう。

贓物に關する罪

第三十八判決例 (「科人帳」十三上所收)

辰(寛延元年) 九月十九日「樋口又右衛門家來古手屋久右衛門」右は波多權之允忰權六連ニ盜取候白張十七通之内十六通ハ權六依頼質入之使いたし三卷は久右衛門借用質入候段相顯候付入牢申付置候得共三根郷奉役阿比留治左衛門へ永代奴被成下候事

第三十九判決例 (「科人帳」十三上所收)

辰(寛延元年) 九月十九日「科錢壹貫文」質屋龍井善右衛門「右は白張十七通連ニ質物ニ取候段相顯遂吟味候處

申分不埒ニ付閉店申付置候勿論質物御法之旨茂有之候得共右之品請返し候付加用捨右之通科料申付差免候事

第四十判決例 (科人帳十三上所收)

子(延享三年)八月九日「小川權十郎名子改文右衛門」右同斷(盜犯持參の盜品)配分仲間ニ入其上盜物を賣拂吳重不届者ニ付伊奈郷櫻村水入源助へ三ヶ年奴被成下

對馬にても、贓物質入賣却は犯罪であり、贓物質取の質屋は閉店處分に付される定めであつたことを知る。

「公事方御定書」下卷第五十六條の『盜人御仕置之事』(上掲)の條の第二十二乃至第二十六項は贓物に關する規定なるが、その刑罰對馬に比しはるかに輕かつた。

博奕の罪

第四十一判決例 (科人帳十二上所收)

三月廿三日(寛保三年)「科錢百匁ツ」馬方嵯峨平田源七家來孫助辻林右衛門家來五兵衛「右は番手忠兵衛與令博奕候段相顯背御法不届者ニ付右之通科料申付候事

同日「科錢三百文」嶋居福太郎家來清八「右者去十八日之夜番手忠兵衛馬方嵯峨平清八三人其身所ニ而令博奕候付科料申付候事

同日「同貳百文」番手澤右衛門女房「右者去十九日次右衛門留守ニ番手忠兵衛平田源七家來孫助辻林右衛門家來五兵衛三人博突之宿いたし不届者候へ共女之義ニも候故加用捨料申付候事

第四十二判決例 (科人帳「十四所收」)

已(寛延二年) 九月廿日「科錢貳百文宛」水夫八兵衛「才兵衛」右は兩人之者共金八所ニ而度令博突候段相顯不届者ニ候得共此度は用捨を以右之通科錢申付差免候事

第四十三判決例 (科人帳「十三上所收」)

子(延享元年) 三月九日「科錢三百文」町人大竹利三右衛門「右者去比町人共家來相集メ兩度迄賽博突爲仕候段相顯候付遂吟味候處其身ハ在宿不仕少手遊と存家内之者共其儘差置其身罷歸早速相止メさせ候と申出候輕重不限博突之儀者兼而被仰出置候御法も有之候處御法を背兩度迄宿を仕候段重不届候吃度可被仰付候へ共此度迄ハ御宥恕を以被差免右之通科料被仰付候事

第四十四判決例 (科人帳「十三上所收」)

子(延享元年) 十月朔日「陶山益之亟下男五郎八」右伊奈郷檜瀧村川役川本惣五郎に七ヶ年切奴被成下之「子同日」朝鮮御米漕船水夫庄兵衛「右伊奈郷鹿見村木庭役阿比留近右衛門に永代奴被成下之」右之者共去月十七日十八日兩夜御庭源兵衛所ニ而令博突此度ニ不限前以も度令博突五郎八、四度庄兵衛ハ六度御法を背不届者ニ付右之通被仰付ル

對馬藩にては、博突者及び博突宿は、原則として科料に處する定めであつたこと以上の諸例にて分明する。尙ほ第四十一判決例末段に依つて、對馬にても婦女特別處遇の原則ありしこと推測出来るであらう。

扱て「公事方御定書」にては、その下卷第五十五條「三笠附博突打取返無盡御仕置之事」(「徳川禁令考」後乘)の條に賭博に關する詳則が見えるが、條中博突者及び博突宿過料(第八項)の原則は、右對馬の原則と殆んど同様であつたが、第四十四判決例の如き、博突累犯奴刑處分の原則は全く御定書の知らないところであつた。

第四十五判決例 (「科人帳」十三下所收)

子(延年) 八月三日科銀壹枚「網物屋請負札岡田善右衛門」右者西座甚作順市丸水夫七之助へ言傳候人參貳十匁令歸國候へ、善右衛門へ相渡候様甚作申聞候段七之助申出候付遂詮議候處善右衛門乗船之節今度袋物貳ツ七之助へ言傳候間船中氣を付吳候様ニと路頭ニ而甚作申聞候段申出同類とハ不相聞候へ共船中ニ而人參與申義儲ニ存候程之事ニ候へ者袋物與申候刻心付居令領掌候段不届之至殊先年御法を背科料申付候處此度又ハ紛敷筋ニ立交候段畢竟掟を不恐義ニ候故吃度可被仰付候得共此節迄ハ加用捨右の通科料申付朝鮮渡差留候

子八月三日「科代薪十疋」佐須奈村百姓三右衛門「右者去比飛船ニ罷渡候節和館水夫三平申聞候ハ人參少ニ相調路便ニ可差渡候間致世話賣拂之上御免銀相調差渡吳候様ニと相頼候處令領掌既ニ此節三平方ノ平治戻リ便ニ言傳可遣與仕候段相頼不届者ニ候得共有恕を以右之通科代申付朝鮮渡差留候

子八月三日「科銀五拾枚」田中善左衛門被官佐須奈村德右衛門「右者同村百姓惣兵衛源左衛門嶋飛船爲水夫罷渡候節銀四百匁貳割之利息」人借渡外「銀九百八十匁御横目中御免銀を相調和館水夫三方へ送渡米木綿其外何色」而茂合方宜品を調吳候様頼遣候處三平儀右之銀「而人參六十匁相調可差渡與いたし候段相顯（三平永代奴）旁不屈者」候故乾度可被仰付候得共有怨を以右之通科料申付朝鮮渡差留候

子八月三日「順市丸船頭原田吉左衛門」右者今度歸國之刻長州千崎へ令漂着候處水夫七之助持居候人參を水夫瀧右衛門六左衛門盜取リ陸へ揚り放埒之遊歴仕候段僉議之上相顯候船頭之儀ハ一船之頭「候故船子共御法を背非法之働不仕様専ら制止可仕之處其義無之七之助人參指居候段壹州勝本へ廻着之節早速御茶屋番へ可申出之處是又其儀無之候段旁以不屈千萬之覺悟」候故被仰付様之品茂可有之候得共加用捨船頭召放朝鮮渡三ヶ年之間被差留候段申付候事

子八月五日「三十五歲繩屋請負札西座甚作」右者朝鮮に罷渡候節魚油五丁持渡朝鮮人に賣拂置候代物として人參貳拾匁錢五百文受取候付右人參順市丸水夫七之助へ言傳差渡候段相顯不屈者「付平田直右衛門へ永代奴」被成下但寺社方四ヶ年引切兼帶「付」子八月五日「三十一歲同人女房」貳歲同娘しん「當歲同男子庄吉」右同人に永代奴婢「被成下」

子八月五日「三十歲佐須奈村百姓源左衛門」右者今般嶋飛船爲水夫朝鮮へ罷渡候船頭同村平治并水夫惣兵衛申合三人仲間「銀六百匁明松株」仕込持渡人參六拾匁相調歸國之節順成丸水夫吉太郎和館水夫介右衛門

兩人ニ相頼船ニ取乗セ候處船ニ而相顯會議之上右之次第令白狀候潛商御制禁之儀近年各別ニ被仰出候處御法を背候段不届者ニ候故屹度可被仰付候得共宥恕を以多田監物に永代奴被成下

(略中)

子八月五日「三十四歳和館水夫助右衛門」右者順成丸仕出ニ付加勢ニ罷出候節平治源左衛門惣兵衛三人仲間之人參三十匆惣兵衛被相頼御改場を忍船ニ取乗候段相顯不届者ニ付吉川次郎兵衛ニ永代奴被成下(娘かつ依曳科永代婢)

子八月五日「二十歳佐須奈村百姓源左衛門女房」右者夫源左衛門人參四拾匆預置候段相顯候付差出候様ニ申付候處一度ニ不差出色ニ相僞候段不届者ニ付右同人に永代婢ニ被成下「子八月五日」五歳」同人伴源助「右源左衛門依曳科右同人に永代奴被成下

(略中)

子八月五日「三十二才小田左平次雇者庄太郎」右者弟福治人參貳拾匆言傳リ順成丸水夫吉太郎ニ相頼御改場を忍持乗セ船中ニ而其身相受取船頭古賀助右衛門へ預置候段相顯不届者ニ付國分左衛門へ永代奴被成下

子十月廿一日「五拾四歳佐須奈村百姓源三郎」右ハ今般飛船致船頭罷渡候節同船水夫作藏へ銀子持渡候ハ、於朝鮮致世話遣由申利分ケ之約束ニ而銀子持渡セ候段相顯候近來御法嚴重被仰遣候處人ニ惡事動候のミ

ならず利分ケ之約束旁重科之者ニ付村岡左京殿に永代奴被成下」子十月廿一日「四拾八才同人女房」同日「廿九才同人悴清左衛門」同日「十七才同人娘まつ」同日「十貳才同人娘よ孫」同日「八才とく」右依曳科右同人に永代奴婢ニ被成下、

子同日「三十六歲佐須奈村百姓作藏」右今般飛船致水夫罷渡候節銀三百拾四匁持渡和館着船之刻汀ニ沈置翌曉潜ニ改門ノ忍入可取揚與致候を濱不寢番人ノ召捕候付於爰元遂詮議候處船頭同村百姓源三郎相すゝめ候付自分貯置候銀右之員數持渡候段令白狀御法背不届ハ申ニ不及員數も過分候處杉村大藏へ永代奴被成下、
(妻子依曳科永代奴婢)

(略中)

子十二月廿三日「博多孫七」右ハ去ル酉年人參貳匁五分致中買候付十ヶ年之間御國入來差留置候處其節ハ老父病氣ニ付前後を不顧爲服用相調候少たけニ而も潜商筋之人參與申儀不心付不調法之次第可申上様無之右之通御呵蒙居候而ハ自分商賣方不手廻之義ハ勿論傍輩共ニ對し候而茂無面目難儀仕候由ニ而御國入來御免願越候趣問屋ノ申出此節加用捨御國入來差免候事

(略中)

同日(延享二年)「科料古銀八拾枚」津吉善兵衛「右ハ今度八木理右衛門小林吉兵衛三人申合過分之人參上方ニ可持登與仕候段相顯候付遂詮議候處善兵衛口ニハ買込候人參貳百七拾五匁可差登と仕候段申出候此者義

平日人參取扱之儀専心掛候段茂相聞へ近來御法嚴重ニ被仰出候處ケ様之族有之專致中買候付於朝鮮潜商之筋令増長と相聞不届ものニ候故屹度可被仰付候へ共此節ハ思召之旨を以右之通科料被仰付候事

丑同日「科錢二貫文」山村利吉」右は舊冬於鰐浦百姓孫十郎人參貳匁相調勝本吉三郎與申者に賣拂候段相顯不届者ニ付右之通科料被仰付候事

(略中)

丑同日(四月六日)「一年六拾三歳鰐浦村百姓甚四郎」右ハ舊冬同村百姓與市孫十郎飛船ニ罷渡候節佐須奈村徳右衛門ハ銀貳匁二割ニメ借請ケ與市ハ利分ケ之約束ニ而借渡自分之銀百六拾匁是亦利分ケ之約束ニ而孫十郎ハ借渡兩人歸國之節與市ハ人參拾貳匁孫十郎ハ同拾壹匁相請取二口共ニ右徳右衛門ハ相拂候段相顯不届者ニ付右同人ハ永代奴ニ被成下候事

(略中)

寅(延享三年)八月七日「一年二拾八豊村百姓戸助」右は當春飛船水夫仕朝鮮表に罷渡歸國之節水夫請負茂右衛門人參九匁船賃を以言傳リ於府内淺鍋與右衛門に相渡候依科植田大五郎に七ケ年切ニ奴被成下

右は全部が相關聯せる事件の判決ではないが、原本に八番記事として一纏めに記載されあるを以て、便宜第四十五判決例として掲載することにしたのである。當時の密貿易即ち『潜商』犯の處遇制一般を窺ふことが出来るであらう。更に次の如き判例も掲げて見よう。

第四十六判決例 (科人帳「十四所收」)

午(寛延三年)六月十日「古銀七拾枚」町人中山利吉「右は此度伊勢丸水夫吉太郎朝鮮に罷渡候節黒岩衛士家來久太郎與申合古銀參百六拾六匁吉太郎に言傳候處明し松之内ニ仕込可持渡與存候段相顯候付右之銀如何様之手筋を以致所持居候哉與遂詮議候處去年七月比鹿見村豊田小八郎與申者之當時步廻之約束を以錢四百匁壹歩之利ニメ久太郎兩人仲間ニ借受右之錢古銀ニ振替候處三割銀引之現銀三百匁ニ相成候故其身之古銀百匁相添合而四百匁佐須奈村百姓三六與申者上府仕候節申談相渡候處其砌三六飛船之朝鮮に罷渡人參貳拾匁壹兩ニ付八拾匁替ニメ調來候を爰元ニ而一兩ニ付百四拾匁替ニ賣拂船賃として三六に古銀百廿匁吳之其余は久太郎同前ニ致配分右銀之内之三百六拾六匁此度又々久太郎兩人仲間ニメ可差渡與仕候段令白狀候此者義延享二丑年依潛商之科ニ古川繁右衛門え永代奴ニ被成下其後寛延元辰年奴號御免被仰付候處無間茂潛商相企重罪之者ニ付屹度被仰付様之品茂可有之候得共以御宥恕右之通科銀之上差免一生朝鮮被差留候

(中略)

午六月十日「古銀廿枚」佐須奈村百姓三六「右は去年中山利吉與申者之古銀四百匁言傳り同年九月比飛船之朝鮮に罷渡候節右之銀ぐるミ木之薪貳本ニ仕込持渡於朝鮮人參貳拾匁壹兩ニ付八拾目替ニメ相調右くるミ木壹本殘置其内に仕込取戻り利吉に相渡往還之爲禮錢古銀百廿匁貴之候段相顯不届者ニ付被仰付様も可有之候得共以御宥恕右之通科銀之上一生朝鮮被差留候

(略中)

午六月十日「科料古銀貳拾五枚」小田村鹿之助家來徳三郎「右は此度佐須奈村百姓源六飛船の朝鮮に罷渡候付古銀四百五匁二割之約束ニ而借渡候處右之銀松板之わき殘之内ニ仕込可持渡と仕候を於御關所相顯候二割之約束與申候而ハ潜商銀與申儀相知たる事ニ候處御法相背過分之銀子借渡候段不届者ニ付被仰付様も有之候得共以御宥恕右之通科料申付朝鮮渡差留候

(略中)

午六月廿日「伊勢丸水夫茂兵衛」右は此度伊勢丸水夫朝鮮に罷渡候付保田六郎大家來徳平與申者古銀六拾五匁同船水夫吉太郎同前ニ言傳明シ松之内ニ仕込可持渡與仕尤船賃として古銀四拾五匁吉太郎の請取候段令白狀候此者儀元文四年依潜商之科梯音右衛門に永代奴被成下候處于今潜商ニ携重罪者ニ付屹度被仰付様も可有之候得共以御宥恕三根郷山廻役國分又市に永代奴被成候事

「公事方御定書」には潜商に關する原則規定がない。只その下卷第三十八條「廻船荷物出賣出買并船荷物押領いたし候もの御仕置之事」(「徳川禁令考」後聚)第二帙五八四頁)第一項は一種の潜商の規定なるも、對馬潜商刑法はその影響を受けたるどころ全然なしと云ふべきであらう。

奴

刑

(一) 對馬藩の奴(婢)刑制は、幕初から幕末まで徳川時代を通じて行はれた。例へば「奴婢被成下井返上」に

寛永十三丙子」五月廿七日」高瀬勘解由殿多田源右衛門殿武藤五郎右衛門殿へ下女一人宛被遣

と見え、又「拜領奴婢郷分」に文久三年の分存すること等その實證である。

對馬奴刑制は獨創に出でしものか或は模倣か、此點に就いては未だ考へ得ない。

奴刑の生成存立の基礎は興味ある研究項目であらうが、之又後日を期せねばならぬ。

(一) 對馬藩の奴なる刑罰は庶民に專用するを原則とした。(2)

(2) この點掲出判例に就いて知るべし、又前掲「對馬島誌」二六一頁以下。只侍の娘などには場合に依り本刑を科した(奴婢被成下井返上)四所收寛延元年十月五日大石軍左衛門伯母に對する處斷の如きその一例。

(三) 奴刑は先づ、拜領奴と川方奴或は道川奴に分たれる。拜領奴は武士の下に於て勞役に従ふものであり、川方奴とか道川奴とは一定期間道川の工事、浚渫等所謂『公役』(「拜領奴婢郷分」(安政二年)上所出文久三年五月十二日の武平に對する判決)に従ふものである。(3) 川方奴の判例、幕末のもの乍ら一つ出す。

第四十七判決例 (「拜領奴婢郷分」(安政元年至文久三年)下所收)

安政二年二月八日「田淵町改元町人宗門名中嶋屋喜兵衛事彌右衛門」右者佐須郷今里村給人大石瀧之介拜領下男植五郎内縁女房與令密通之科ニ依五ヶ年切川方奴申付

御船奉行所奴、仕立物方奴なるものもあるが〔拜領奴婢郷分〕（天保十一年）下、之等は右の公役奴と同種のものであらう。

(3) 「對馬島誌」前掲頁以下。

拜領奴はその勞役に從ふ土地に依つて、田舎奴と府中奴とに分れる。例へば「竈立並奴婢號御免」上に

申十二月五日（寶曆二年）「佐護郷山回役大石兵右衛門永代奴庄司小左衛門」右ハ去未年長崎町役之内不直之筋

有之永代奴ニ被仰付置候此者妻お森様へ御乳差上候訣ニ而小左衛門義田舎奴以御憐愍府内奴ニ被仰付氏江

兵次郎殿へ永代奴ニ被成下候事

とあるが如し。

第四十八判決例（「嚴原藩人被下帳」所收）

同日（延享四年九月四日）「卅三才三木喜左衛門」右者先般於朝鮮表人參四拾匁町人高原傳八取次ニ而左官彌三郎悴順

助江言傳弟喜兵衛方へ送越候段此節相顯候去ル酉ノ年御法相背候依科御家中奴ニ被仰付候處又候背御法再

犯之者ニ候故被仰付様之品も可有之候得共此度迄ハ以御有恕樋口惣左衛門へ永代奴ニ被成下候

に見える御家中奴は府中奴のことであらう。

(四) 拜領奴は特定の人の下にて勞役に服するのであるが、それは『奉公』であり『召仕』ふのであつたのである。例へば次の諸記事に就いて知るべし。

同日(安永六年五月廿一日)「豆酸郷瀬村下知役久和勝左衛門拜領下男万平」右ハ去辰年府内に忍登候付科代爲奉公右

勝左衛門に五ヶ年切奴ニ被成下置候處年滿依願返上被仰付(竈立並奴婢號御免下所敷)

已(寛延二年)十一月十二日「伊奈郷伊奈村頭百姓藤吉拜領下男多四郎」右は先年盜之依科田舍奴ニ被成下候處

度々令欠落我儘を働候付依願返上被仰付其以後再度田舍奴ニ被仰付候得共今以行跡不相改當夏以來兩度迄令欠落難召仕候付返上之儀願出候右躰之不行跡者御國內江難召置候故上方追登申候候事(科人帳十四所敷)

されば奴に處せられた者は、本篇所引の諸記事に就いて知らるゝ通り、『下男』、『下女』であつたのである。

主人には一定の懲戒權ありしこと、後段延享二年四月廿八日の記事によりて知られる。

一方主人は奴を恣意に一人他出せしめることが出来ない。即ち

享和二年戊戌五月廿五日「伊奈郷伊奈村給人山本勘兵衛」右ハ拜領奴藤吉と申者一日之暇乞候を差免船頭儀助

ハ爲相雇候段相聞候拜領下男其身召連候外勝手ニ他郷他村へ暇遣候儀ハ不相成儀ニ有之剩數日令逗留候を

も緩ニいたし置候段大様之心得ニ候得共此節ハ御用捨不及御沙汰(四罰類聚九所敷)

(五) 奴刑は又、永代(一生間)繼續するものと、一定期間を限るものとの二種に分れる。前者を永代奴後者

を年切奴と云ふ。永代奴は時に一生奴とも云ふ(文化五年至天保十年)上所出天保十年正月二十五日平吉に

對する判例)。

年切奴の期間は罪狀に依つて異なるのであるが、大體長きは三拾ヶ年短きは壹ヶ年を原則としたらしい(本篇諸例參照)。

「拜領奴婢郷分」(享保二十年)至(文政九年)上に見える次の如き記事はその一般を窺はしむるものである。

文政^戌寅年十二月廿六日御弛

三拾ケ年切

六ケ年

貳拾五ケ年切

五ケ年

貳拾ケ年切

四ケ年

拾五ケ年切

三ケ年

拾ケ年切

貳ケ年

七ケ年切

壹ケ年ト五ケ月

五ケ年切

壹ケ年

三ケ年切

七ケ月

貳ケ年切

五ケ月

壹ケ年切

貳ケ月

追加

四ケ年切

十ケ月ト可見

しかし實例には、十九ケ年、十三ケ年、十二ケ年、十一ケ年、八ケ年、六ケ月等の期間も見える。

對馬藩刑事判決例五十題

(六) 拜領奴は前述の如く、特定の人(武士)に預けるのであるが、受託者の撰定は官に於て行ふを原則とする。しかし、希望者に預けることもある。

それは上掲判例(第二十四)に就いても知られるが、例證を更に出せば

寅(延享三年)

三月十五日「伊奈郷奉役阿比留四郎左衛門拜領下男杯右衛門」右不屈之儀有之田舎奴=被仰付置候處於田舎も不働有之難召仕返上願之通候仰付候就夫高木彌次右衛門召仕差支兼而相望候付彌次右衛門江永代奴=候成下事(「嚴原藩人被下帳」所收)

奴寄託には、少くとも高級武士には、藩主腦署名花押折紙の『被下』狀を交付した(根緒順氏所藏史料に依りて知る)。

預かれる者は之を下男、下女として使用し、勿論扶持する義務を有した。従つて奴婢を預ることは尠なからざる負擔となることも尠なかつたらしい。

尙ほ場合に依つては奴婢預り數名に及ぶことも稀でなかつたらしい。「嚴原藩人被下順」なる簿冊は『人被下』即ち奴婢預けの記録であるが、その中の一二節を掲載して、奴婢預りの實狀を窺つて見よう。

御印判役

古川 繁 右・衛門

享保五庚子九月廿九日男一人女一人」同九甲辰閏四月十八日男二人女一人」同十一酉年八月廿九日男一人」

同十七^{壬子}閏五月朔日女一人七ヶ年切「同二十^{乙卯}八月廿五日女一人男一人」同閏^{巳未}四月五日男壹人」寛保元
西四月朔日男一人女二人」延享二^{乙丑}十二月十九日男一人^(下)略

御那役
齋藤四郎次

寛保二^{壬戌}六月廿七日男三人女二人

(七) 奴婢を預れる者は、一定の理由ある場合『返上』即ち返附をなし得た。尤も「巖原藩人被下帳」に

寛保三^{亥癸}年四月五日「御家中に永代ニ被成下候奴婢召仕譯有之返上之義願出候得は以前ハ間々返上被仰付

候得共如何敷事ニ付去ル享保十九甲寅年向後返上願御取上無之旨被仰出置候處其後大身之人拜領者返上願
有之其時之吟味一兩輩返上被仰付候人も有之旨相聞御法も難相立如何敷事候勿論大小姓杯は勤役中ニ一度

拜領被仰付事ニ候へは諸役中とは譯も違候付願之筋相立候ハ御吟味之上返上被仰付義も可有之候得共大
身には諸役中之儀は彌最前被仰出候通返上之儀御取上無之候間以來願出候人有之候共堅取次被申間敷旨與
頭中へ申渡候事

と見える如く、返上を許るさざることあつたが、たとへ特許制であり、又返上抑制の傾向があつたにしても、
一般的には返上が認められたのである。

扱て奴病身虚弱又は老衰にて勞働不可能は、その理由の一つとなる。即ち

子(寛保四年)十月廿七日「與良郷大山村下知役大山治部右衛門拜領下男清五郎」右者辛酉年永代奴被成下候處病身虛弱者ニテ田舎働難成先達而返上願出候へ共下男返上之儀ハ御法も有之願之通難被仰付段申渡候處又願之品有之候付返上被仰候事(科入帳「十三上所收」)

二月四日(寛保四年)「青海村下知役平山彈右衛門下男吉次」右者去々年潜商之科ニ依永代奴ニ被成下候處病身者故返上之義願出候然處西山寺右吉次俗縁も有之候付火之前ニ召遣度旨願出候付西山寺永代奴ニ被成下六月四日(寶保四年)「町人國分又六」右者潜商之依科三根郷村へ流罪被仰付候處及老年働難成殊更田舎近年之手向ニ而介抱茂難届候付依願國分寺へ永代奴ニ被成下(「奴婢被下并返上」四所收)

奴婢扶持不可能も返上の理由の一つとなり得た。即ち

(天明三年)「仁位郷貝口村下知役村勢甚左衛門拜領奴吉右衛門」右ハ不埒之譯ニ付右甚左衛門に永代奴ニ被成下置候處小知之身分其上家内數多有之撫育方令難儀返上之義願出近年は右様之願間々有之難取揚候得共願之通返上被仰付與良郷緒方村肝入源吾由縁之者と相聞候付被成下(「竊立並奴婢號御免」下所收)

『不行跡』亦返上の理由の一つたること、次掲例に依つて知られる。

返上奴は更に奴として他に預けられること上掲諸例に就いて知るべし。しかし場合に依つては、返上奴は『上方追登』即ち追放に處せられる。即ち

三月五日佐護郷惠古村下知役大石才右衛門下男喜太郎「右者盜仕度々令欠落不行跡者ニ而返上仕候誰へ被

成下候而も及御斷候付上方へ追登候船便次第出宰申付候様申渡候事〔科人帳〕十二下所收〕

尙ほ「嚴原藩人被下帳」に

丑^(延享二年)四月廿八日「御僉官役人竈山田久右衛門粹辨吉」右潜商之依科元文五庚申四月古川圖書に永代奴

ニ被成下置難召仕次第有之爲懲自分ヲ是迄田舎に差下置候得共難召仕候間上ノ田舎年切奴ニ被仰付被下候様ニ願出伊奈郷鹿見村給人豊田忠吉に三ヶ年切奴ニ被成下候事

とあるが、之は返上の一場合であり、返上後の處置をも、預かれる者が願出で得られたことを示すものか。

(八) 官の都合にて返上を申付けることもあつた。即ち「拜領奴婢郷分」〔安政元年〕〔至文久三年〕下の安政二年二月八日孫右衛門に關する條の次に

十五ヶ年切奴被下置候處川方奴差支候付此セツ返上年限中川方奴申付

(九) 奴婢の解放即ち『奴婢號御免』は、先づ年切奴にあつては『年滿』刑期滿了に依つて實現される〔次段及び第十判決例〕。

奴婢の開放は、その勤務成績良好等を理由として、主人より願出でし場合又實現される。即ち

二月十九日^(寛保二年)「伊奈郷櫻瀧村給人川本源之允拜領下男門太」右は享保二十乙卯年父惣右衛門八ヶ年切

奴ニ被成下候處平日實躰相勤其上本國へ老父母有之相歎候付未年季内之者ニ候得共本國へ差返度旨願之通被仰付候事〔科人帳〕十二上所收〕

九月朔日(三年延享)「杉村大藏家來久光源八」右者享保九年依潛商之科亡父采女へ永代奴ニ被成下候處其以來當年迄實体ニ給仕仕候付奴號御免被成由緒籠ニ申付」同人家來大和屋半兵衛右者去戌年依潛商之科妻子共永代之奴婢ニ被成下候處深切ニ相勤候故年數ハ繼ニ候得とも奴婢之號御免被成實父家性を相續申付」右之通今度大藏依願御免被成(奴婢被下并返上)四所收)

尙ほ此點に就いては次の記事參看。

十二月廿九日(三年寬延)「奴號御免之儀是迄八年數實躰ニ相勤候段主人ハ願出候へハ願之品ニより御免被仰付候へ共向後ハ格別相勝レ候譯明白ニ無之候而ハ不及沙汰候間以來奴號御免之儀大躰之願筋ニ候ハ、取次被差出間敷旨申渡ス(奴婢被下并返上)四所收)

奴婢は、又別に特別なる勤務をなせし爲めに解放せられることがある。即ち

同月(實曆三年十一月七日)「同斷拜領下女庄司小左衛門妻」右ハ夫之依曳科ニ婢被仰付未無間も候へ共お森様へ御乳差上候ものゆへ右ニ被對此節婢號御免被成(竈立並奴婢號御免)上所收)

(十) 奴刑は勞役刑でありその代表であるが、對馬藩には尙ほ次の如き勞役刑も行はれたのである。

第四十九判決例 (科人帳)十三下所收)

辰(寬延二年)三月十二日「杉村辨之進外様太助」右者大橋川筋ニ芥を捨候を御船奉行見當リ候惣而川筋へ塵芥捨間敷旨兼而被仰付置候處不届者ニ付爲科代江川内五間口ニ深サ三尺川浚申付候事

尙ほ又、

第五十判決例（「罰責類聚」下所收）

寶曆十辰年九月廿九日「御米漕船と添吉右衛門」右ハ居所前通り之川へ芥寄集候を取除ケ候様川役より申付候處非法之答いたし不届者ニ付吟味之上爲科代川浚夫日數五日差出させ差免候事

の如き刑罰は、前掲諸例に就いて知らるゝ科代薪、科代錢と共に對馬藩法上の財産刑であつたかとも思ふが、一種の勞役刑とも解せられはしまいか。

（十一）奴刑は上述の如く勞役刑の一種であるが、犯人の勞働力侵害剝奪の目的を以て科すると云ふのではなく、尙ほ犯人懲戒を直接の目的としたのである。即ち例へば

同五月七日（天明三年）「豊崎郷大浦村給人大浦勝兵衛拜領奴領助」右ハ元來戸田頼母下男ニ候處不行跡ニ有之去己亥年爲懲右勝兵衛へ五ヶ年拜領奴之格ニ被成下置候處今程行跡をも相改實躰ニ相勤今壹ヶ年相殘居候然處頼母下人差支候付年限之内ながら返上被仰付被下候様双方々願出返上被仰付頼母へ被返下（「竈立並奴婢號御免」下所收）

結 語

以上、判例を通して、對馬藩に於ける近世中葉時代の刑事的法則を窺ひ、それと「公事方御定書」上の刑事的

原則との異同を考察して來たのであるが、此結果を以てする限り、對馬のそれにして、御定書をそれと殆んど同一原則なるものもあり、或は又相似たるものも稀ではないのであるが、一般的に見て、當時の對馬刑法と御定書刑法とは、相異なる内容であつたと論定して誤りないものと考へられる。

對馬藩地方にも、幕府法の内容にして、傳へられたるもの尠くなかつたらしい（「嚴牆集」——石井良助氏編「近世卷にて——又「宗家目錄」に依れば、「三秘集」「的例問答」「百ヶ條」「服忌令撰註分釋」等の幕府法書が、對馬の印行）——又「宗家目錄」に依れば、「三秘集」「的例問答」「百ヶ條」「服忌令撰註分釋」等の幕府法書が、對馬の書庫に存したことよりも充分推測し得る）ので、間接的に思想的に幕府法、御定書の原則が、對馬法に影響したことは考へられるが、右結論に従つて、少くとも御定書制定後數十年間は、御定書刑法は對馬藩刑法に直接には影響するところなかつたと推論して差支へないと思ふ。